

引上げ分に係る地方消費税収の使途

平成26年4月1日から地方消費税率は1.0%（消費税率4.0%の100分の25）から1.7%（消費税率6.3%の63分の17）に、また、令和元年10月1日からは、標準税率が2.2%（消費税率7.8%の78分の22）に引き上げられました。

引上げ分の地方消費税収は、年金、医療及び介護並びに少子化対策の「社会保障4経費」と障害者福祉、児童福祉、母子福祉及び高齢者福祉など、生計の困難な方や心身に障害のある方に対して必要な援助を行い、生存権を確保し生活の内容を豊かにする「社会福祉」、年金、国民健康保険及び介護保険など、保険的方法によって社会保障を行う「社会保険」並びに疾病の予防対策、健康増進対策及び医療に係る施策など、健康を保つための施策「保健衛生」の社会保障施策に要する経費に充てることとしています。

（単位：千円）

事業名		予算額	財 源 内 訳			
			特 定 財 源			一般財源
			国県支出金	地方債	その他	
社会福祉	社会福祉事業	590,122	287,699		22	302,401
	重度障害者医療費助成事業	36,149	11,148		7,239	17,762
	小規模作業所事業	19,136			20	19,116
	隣保館事業	10,418	4,275		1	6,142
	児童福祉事業	64,890	23,672		14	41,204
	乳幼児医療費助成事業	24,765	2,137		920	21,708
	児童措置事業	84,952	76,436			8,516
	母子福祉事業	74	0			74
	母子家庭医療費助成事業	4,040	1,301		1,582	1,157
	児童福祉施設事業	356,027	9,900		113,438	232,689
	就学援助事業	10,337	25			10,312
	高齢者福祉事業	184,827	84,339		14,047	86,441
	高齢者福祉施設事業	16,717	0		183	16,534
	小 計	1,402,454	500,932		137,466	764,056
社会保険	国民年金事業	3,986	3,099			887
	国民健康保険事業	147,947	50,173		170	97,604
	介護保険事業	259,902	15,414			244,488
	後期高齢者医療保険事業	255,739	47,022		323	208,394
	小 計	667,574	115,708		493	551,373
保健衛生	疾病予防対策事業	51,292	183		6,641	44,468
	母子健康指導事業	14,115	3,628			10,487
	保健センター事業	99,577			4,344	95,233
	健康づくり推進事業	8,640				8,640
	健康増進事業	33,364	2,088		394	30,882
	地域医療対策事業	193,456			0	193,456
	小 計	400,444	5,899		11,379	383,166
合 計		2,470,472	622,539		149,338	1,698,595
						うち引上げ分の 地方消費税 114,000